

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第8回定例総会議事録

令和4年11月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年11月25日(金)午後1時30分～午後2時4分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(15名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 欠席委員(1名)

委 員	1番	高 橋 秀 生
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第20号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第21号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第28号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和4年度加美町農業委員会 第8回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は15名です。1番 高橋秀生委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 畠山智史委員、11番 三浦良人委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第20号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第20号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第20号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和4年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 字南小路…番…の畑 外4筆

現況 宅地

面積 合計497㎡

平成11年2月及び、平成27年8月に農地法第5条転用許可を受け、物置・駐車場として利用しているが地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第5 報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第21号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和4年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1
駐車場用地
許可地 字下野目久保田北…番…
面積 590㎡
令和4年10月10日完了

報告書番号2
資材置場の設置
許可地 上狼塚字中北原…番…
面積 695㎡
令和4年10月11日完了

[以上2件の工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第21号を終了いたします。

日程第6 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。日程第7、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。
以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 異議なしと認めます。よって、議案第26号及び、議案第27号を一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和4年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。

申請番号 1
申請地 城生字羽場東二番の田
面積 5 2 4 m²
耕作者へ贈与するもの

申請番号 2
申請地 字西佳原の畑
面積 5 0 2 m²
耕作者へ贈与するもの

申請番号 3
申請地 字上野目小林の畑 外 9 筆
面積 合計 1 1, 0 2 8 m²
後継者へ贈与するもの

申請番号 4
申請地 字原町北の田
面積 5 8 8 m²
後継者へ贈与するもの

申請番号 5～8
申請地 字原八幡堂西一番の田 外 5 筆
面積 合計 1 9, 7 0 9 m²
営農型太陽光発電設備の設置に伴い賃貸借するもの
借賃 1 0 a あたり…円

[以上 8 件の許可申請について説明]

*事務局(畠山明大係長) 議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請
があったので審議されたい。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件でございます。

申請番号 1
申請地 城生字金成…番… 外 1 筆
面積 合計 1, 9 4 8 m²
申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和 4 年 1 2 月 1 日着工予定 / 令和 7 年 1 1 月 3 0 日完成予定

申請地は加美町役場の北東約 7 8 0 m に位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に複数の医療施設が存することから第 3 種農地と判断いたしました。

申請番号 2～5

申請地 字原八幡堂西一番…番… 外5筆

面積 19,826㎡のうち117.5㎡

申請事由 賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置(再許可申請)

事業資金 年間支出 …万円(発電設備に係るリース料等)を
売電収入 …万円で賄うものとする

転用期間 令和4年12月21日～令和7年12月20日(3年間)

申請地は、加美町小野田支所の西北西約6.2kmの、原行政区と小瀬大の原集落の間、大の原段丘の東のへりにある農振農用地であります。

申請地は、町道と水路に挟まれており、東側の県営圃場整備地区と一体化してはおりますが、それらからは段丘崖により明瞭に区分される状況になっております。以前は水田として利用されていたようですが、取水のためにポンプアップが必要であることから、転用前は牧草や大豆などの転作地となっております。

最初の転用申請においては、全体においてキクラゲの栽培のみを行う計画でしたが、太陽光パネル下でのキクラゲ栽培に当初想定以上のコスト、特に人件費がかかってしまうこと。また、生産したキクラゲの販路がなかなか広がらず、当初計画していた2万菌床まで生産を拡大した場合、収穫分全てを売りさばくことに非常な困難が予想されたことから、平成31年2月に栽培作物をコケ及びキクラゲとしたいということで、転用事業計画変更承認申請があり、本会において承認されております。コケは栽培管理が比較的容易でコストが想定以上に膨らむ恐れがなく、また、栽培については専門業者の協力を仰いでおり、販売ルートも確保できていることから選定したということでありました。なお、コケは種苗の設置から出荷が可能状態になるまで2年ほどかかるということで、種苗設置開始が平成31年4月であったことから、出荷開始は今年の令和3年4月からとなっております。

令和3年分の実績につきまして、アラキクラゲの収穫総量は1,612kgで、1菌床あたりに換算すると1.6kgとなり、地域の平均的な収量である800gを上回る結果となっております。昨年で栽培5期目ということで、1菌床あたりの収穫量は、大幅な増収となっており、栽培の習熟が認められる結果となりました。

コケの収穫総量は、250㎡。10aあたりに換算すると26.19㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.2㎡とほぼ同じ収量となっております。

アラキクラゲ及びコケ、どちらも一時転用再許可の基準となっている8割以上の収量は確保されている状況でございました。

[以上5件の許可申請について説明]

* 議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条 申請番号1番について、5番 今野修委員お願いします。

* 5番(今野修委員) 11月17日、譲受人のA氏と現地で立会い確認いたしました。譲渡人のB氏は、千葉県成田市にお住まいのため電話でお話を伺い、贈与ということで今回の申請の確認をいたしました。利用状況は水田であります。双方に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上で

す。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号2番について、12番 星榮喜委員をお願いします。

* 12番（星榮喜委員） 11月20日、譲受人に聴き取りを行ったところ、以前から使用貸借しておりましたが、本町にお住まいだった方が亡くなり今回の贈与となりました。結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上でございます。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号5番から8番について、9番 尾形徳夫委員をお願いします。

* 9番（尾形徳夫委員） 11月18日、聴き取り調査を実施いたしまして、譲受人のC社は、今回3度目の確認となります。譲渡人のD氏へは電話で、E氏とF氏には直接お会いしてお話を伺いました。また、G氏の成年後見人であるH氏にはお電話にて確認を取り、3年間の賃貸借ということで現地を確認して参りました。たまたま作業員の方が作業をしており、中に入ってキクラゲとコケを見せていただくことができましたが、前回よりもコケは、すばらしい生育状況でございました。聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第5条について、11番 三浦良人委員をお願いします。

* 11番（三浦良人委員） 11月15日、庄司局長、畠山係長、星委員、畠山委員、私の5名にて現地を確認してまいりました。

申請番号1番については、担当者が立会いのもと調査を行っております。申請地は交通量の少ない町道に面しており、国道347号・457号線に近接して道路状況が良く、近隣には公共施設・商業施設が集中している土地でありました。盛土を行い造成しますが、北側と西側にはL型擁壁、東側は既存の宅地への面合わせを行い、土砂の流出を防止するようでございます。雑排水・汚水につきましては下水道へ、宅地内雨水に関しましては南側水路へ放流し、町道雨水は新設水路へ排水することによって支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

続いて申請番号2番から5番についてですが、こちらも担当者が立会いのもと調査を行っております。本案件は平成28年より申請地において事業を開始しており、今回2度目の一時転用再許可を申請するもので、営農型太陽光発電設備の下部にて、キクラゲとコケを栽培している状況です。栽培作物の収量状況としまして、キクラゲは1菌床あたり平均800gから1kgのところ、1.6kg程と良好な収量であり、コケに関しては、年々環境問題からの省エネ効果や庭園等の施工・園芸等と、需要の拡大が期待できる状況であります。その他営農計画として、今後収益向上や栽培作物の多角化を目的とし、ブルーベリーの鉢植え栽培や食用ヨモギ等を検討しているそうです。用水としましては、5月から9月は上水道、それ以外は雨水で十分に管理できるため不要であり、排水に関しては畑として用いるため問題ないとの

ことでございます。尚、私見となりますが、申請地外周のフェンスの蔦類も除草が綺麗にされており、非常によく管理されているように感じました。以上のことを考慮した上で支障はないものとし、許可相当と判断しました。報告を終わります。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第26号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、農地法第3条 申請番号1番について、4番 佐藤とも委員です。4番 佐藤とも委員は農地法第3条 申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〔 委員退室 午後1時55分 〕

*議長（板垣文一会長） これより農地法第3条 申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第26号 農地法第3条 申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地法第3条 申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定しました。それでは、4番 佐藤とも委員の入室を許可します。

〔 委員入室 午後1時56分 〕

*議長（板垣文一会長） 続いて、農地法第3条 申請番号2番から8番及び、農地法第5条について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 営農型発電について確認なのですが、面積は前回の申請と変わらないということですか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 転用面積・耕作面積ともに変わらず、そのまま継続ということでございます。

*議長（板垣文一会長） では、他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 確認ですが、この事業は3年ごとに一時転用として申請されておりますが、ソーラーパネルの寿命がきた時の交換等、その後の内容はこういった契約になっているのですか。というのは、今太陽光事業で問題になっていることとして、用地を買い取って事業している分には良いのですが、賃貸借の場合ですと事業者が万が一倒産してしまった場合、パネルの廃棄処分等の問題が出てきます。現在の技術からすると、周りの枠やパネルのガラス部分は処分できるのですが、その中にある有害物質は土壌廃棄というかたちで埋めて処分するのだそうです。事業者が廃棄処分する場合は問題ないですが、事業者の倒産等で地権者が責任を取らなくてはいけなくなった場合に、そういった有害物質の廃棄問題を地権者が理解して契約しているのかどうか、そのあたりは確認したほうが良いのではないかと思います。

*議長（板垣文一会長） ありがとうございます。今後の方向性として、ご意見ということで伺っておきたいと思います。他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第26号 農地法第3条 申請番号2番から8番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第28号 農用地利用集積計画の審査について

*議長(板垣文一会長) 日程第8、議案第28号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(今野典子次長) 議案第28号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買2件、賃貸借7件、使用貸借18件でございます。

申請番号1

申請地 字矢越の田 4筆
面積 合計4,011m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号2

申請地 字味ヶ袋浦の田 外1筆
面積 合計5,005m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号3

申請地 下新田字岡東の畑 外2筆
面積 合計1,421.61m²
権利移動の種別 使用貸借(再設定)

申請番号4

申請地 四日市場字岡ノ内の畑 外2筆
面積 合計2,377m²
権利移動の種別 使用貸借(再設定)

申請番号5

申請地 下新田字新川原の田
面積 675m²
権利移動の種別 賃貸借(再設定)
借賃 10aあたり…円

申請番号6番から27番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

[以上 27 件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより、議案第 28 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農用地利用集
積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和 4 年度加美町農業委員会 第 8 回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 4 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違
ないことを証するため、署名押印する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 畠 山 智 史

署名委員 三 浦 良 人